

佐賀県育成会だより

佐賀県手をつなぐ育成会 活動について考えること



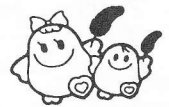
会長 小ヶ倉 賢

盛夏をむかえ、皆様には海の波間を
樂しまれ、山の涼しさを満喫されてお
られることと思います。会員の皆様に
は日頃より地域や業務を通じ、本会
に対し多大なご支援を頂いております
ことに心から御礼申し上げます。

今年も早いもので半年を経過しま
した。昨年末に内閣府に創設された
「障がい者制度改革推進会議」では、
その半数が当事者で構成される24名

財団法人
佐賀県
手をつなぐ育成会
—事務局—
〒840-0851
佐賀市天祐1-8-5
佐賀県
総合福祉センター
身体障害者
福祉会館内
TEL (0952) 29-7342
FAX (0952) 29-7342
sateiku@po.bunbun.ne.jp

この機関紙は、
赤い羽根共同募
金助成金により
刊行しています。
寄付者のみなさ
ん、ありがとうございました。



の委員による会議で14回にも及ぶ議
論を経て、さる6月7日「障害者制
度改革の推進のための基本的な方向
（第一次意見）」が取りまとめられて
おります。制度改革を進めるに当
たつての基本的考え方として

- 1 「権利の主体」である社会の一員
- 2 「差別」のない社会づくり
- 3 「社会モデル」的観点からの新
たな位置づけ
- 4 「地域生活」を可能とするため
の支援
- 5 「共生社会」の実現

を示されています。それぞれの項
目も今後の地域の実態などに即して
議論がまとまることを注視し、実効
あるものとなることを期待してい
るところです。

今後、平成22年秋から年末をめど
に制度改革の重要方針に関する第二
次意見のとりまとめが予定され、そ
の後、2年掛けて各種法案の議論等
が行なわれ、障害者総合福祉法（仮

称）については、平成25年8月まで
に施行できるように検討がなされる
とのこと。それぞれの障害の違
いがあり、一律にはまとめられない
制度の設計を議論する難しさがあ
ろうとは思いますが、日々、明日を夢
見て活動する当事者及び関係者にと
りましては、それに応えられる制度
改革の早期実現を待っているところ
です。もちろん、私達育成会は本人
の幸せを願い、自らの生まれ育った
地域で安心して生活できる障害者制
度の実現に関係者一丸となって取り
組んで参る所存であります。

このようなことを考えながら、佐
賀県手をつなぐ育成会のことを考え
ています。本会の歴史を遡れば、昭
和27年（1952年）佐賀県精神薄
弱者親の会が誕生し、昭和34年（1
959年）に佐賀県精神薄弱者育成
会（別名 佐賀県手をつなぐ親の会）
結成大会並びに総会が開かれており
ます。昭和46年（1971年）には

佐賀県精神薄弱者育成会を財団法人
化され、平成8年（1996年）に
名称を「財団法人佐賀県手をつなぐ
育成会」に変更し、今日に至って
おります。私も育成会活動に携わっ
てから25年になりますが、親の会の先
人の皆様のご苦労と活動に思いを
いたしますと、これからの育成会活動
がどうあるべきか、本人にとっての
育成会とはどうあるべきか、答えが
中々見出せず、煩悶することもしば
しばです。県育成会の役割のまず第
一に、本人のために何をなすべきか、
第二に、頼れる育成会とはどうある
べきか、第三に、将来を見据えた活
動とはどうあるべきか：など考える
ことばかりです。今日、佐賀県手
をつなぐ育成会は事業の急激な減少
（平成20年度末で通勤寮運営からの
撤退、平成21年度末で佐賀コロー
給食業務からの撤退）という厳しい
状況の中にありますが、今日まで連
綿と続く育成会の活動を会員の皆様
と共に取り組んで行かなければなら
ないと心に強く決意している今日、
このごろです。

育成会創設の原点に返り、本人の
幸せを実現できる育成会活動を会員
の皆様のご理解とご支援のもと、取
り組んでまいります。